Bank of Tokyo-Mitsubishi UFJ
OCTOBER 31ST 2012
三菱東京UFJ銀行 国際業務部

BTMU CHINA WEEKLY

EXPERT VIEW:【日系企業のための中国法令・政策の動き】

今回は2012年10月中旬から下旬にかけて公布された法令をとりあげました。一部それ以前に公布され、公表が遅れたものを含んでいます。

［行政法規］ ○「欠陥自動車リコール管理条例」（国務院令第626号、2012年10月22日公布、2013年1月1日施行）	2004年10月から施行されている「欠陥自動車リコール管理規定」（国家品質監督検験検疫総局・国家発展改革委員会・商務部・税関総署令第60号）に代わるもの。国務院の行政法規に昇格させることで、自動車リコール制度の実効性を高めることが目的と見られる。
［規則］ ●「商務部の外商投資企業に係る持分出資暫定施行規定」（商務部令2012年第8号、2012年9月21日公布、同年10月22日施行）	中国国内企業の持分を出資して外商投資企業を設立・変更する場合の条件・手続きに関する規定。詳細は、下記の解説をご参照。
○「財政部、国家発展改革委員会、工業情報化部の『省エネ製品恵民工程高性能省エネユニット型空調機及び冷水機ユニット普及実施細則』の印刷・発布に関する通知」（財建［2012］782号、2012年9月24日発布・実施）	高性能省エネ製品に対する補助金支給の一環。対象製品は、省エネ性能2級以上の電動コンプレッサーユニット型空調機、ダクト式空調（ヒートポンプ）ユニット、屋上空調機ユニットと冷水機ユニットで、国が認可した第三者機関の省エネ測定を受けていること、CCC認証または生産許可証を取得していることなど。補助金額は、空調機が1キロワット当たり30～50元または1台当たり200～400元、冷水機が1キロワット当たり50元または60元。消費者が対象製品を購入する際に生産企業または流通企業が現金で交付し、その後、生産企業・流通企業が財政部と工業情報化部に申請する。実施は、今年11月1日から来年10月31日まで。
○「危険化学品環境管理登記弁法（試行）」（環境保護部令第22号、2012年10月10日公布、2013年3月1日施行）	危険化学品の生産企業と輸入企業は従来、安全生産監督管理部門に危険化学品登記を行い、「危険化学品登記証」を取得することが義務付けられているが、これとは別に、環境保護部門への環境管理登記が必要となる。対象企業は、危険化学品の生産企業、それを使用して生産を行う企業および輸出入企業で、生産・使用企業は「危険化学品生産使用環境管理登記証」を取得し、輸出入企業は「危険化学品輸出入環境管理登記」を行う。ただし、具体的な申請手続きが明らかではないので、今後、各所在地の環境保護局の通知等に注意されたい。

●持分出資による外商投資企業の設立・変更に関する規定が公布される

中国国内企業に出資している国内外の投資者がその持分を出資し、外商投資企業を設立または変更する場合の条件・手続きに関する規定が公布され、10月22日付で施行された。

この規定でいう外商投資企業の設立・変更とは、①持分出資による外商投資企業の新設、②持分での増資による非外商投資企業から外商投資企業への変更、③同じく外商投資企業の持分変更を指す。これは、既存の現地法人の持分を出資して別に法人を設立したり、あるいは複数の現地法人の資本を集約するなどの組織再編が可能になったことを意味する。

これまでは、投資性公司と事業法人を設立している日本企業が事業法人の持分を投資性公司に出資することは認められていたが、それ以外のケースは認められていなかった。今後は、事業法人間でも持分出資の方法で中国での再編を行うことが可能になるものと期待される。この規定の主な内容は、以下のとおり。

＜審査認可機関＞

➢ 現行の外商投資企業審査認可の規定により、商務部または持分出資により設立または変更される外商投資企業（以下、「持分を出資される企業」という）が所在する省・自治区・直轄市・計画単列市の商務部門が審査・認可を行う。

注：総投資額 3 億米ドル以上のプロジェクト、特定サービス分野のプロジェクトの企業設立認可は商務部が担当する。）

＜持分出資の可否＞

➢ 出資が可能な条件：①持分の権利帰属が明確、権限が完全で、譲渡が可能であること、②持分を所有する企業が外商投資企業の場合、その企業が法により認可･設立され、外商投資産業政策に適合していること。

➢ 出資が不可の条件：①持分を所有する企業の登録資本の払込みが未了であること、②持分に質権が設定されていること、③持分が法により凍結されていること、④持分を所有する企業の定款で持分譲渡が禁じられていること、⑤前年度の外商投資企業合同年度検査に不参加または不合格であること、⑥不動産企業・外商投資性公司・外商投資ベンチャー投資企業（または持分投資企業）の持分であること、⑦法律・行政法規・国務院規定に定められる認可を得ていないこと、⑧法律・行政法規・国務院規定で譲渡が禁じられていること。

＜出資の条件＞

➢ 持分を出資される企業、持分を所有する企業とも、「外商投資方向指導規定」、「外商投資産業指導目録」及びその他の外商投資関連規定に適合していなければならない。適合していない場合、申請前に関連の資産・業務を分離または持分を譲渡しなければならない。

➢ 持分出資に際しては、法により設立された国内の評価機関を評価を行う。

＜出資金額の確定＞

➢ 持分の出資金額は、持分の出資者と出資される企業の出資者が持分評価額に基づいて協議・確定するが、持分評価額を上回ってはならない。

注：従来、投資性公司に別の現地法人の持分を出資することは例外的に認められていたが、商務部門に認可される出資金額は持分評価額に関わらず元の出資額と同額とされていた。一方、工商行政管理局で変更登記を行う際には、持分評価報告書の提出が要求され、その評価額が元の出資額を下回っている場合には受理されないという状況が見られたが、この規定により、こうした問題は解決するものと期待される。

➢ 持分出資金額とその他の現物出資金額の合計は、登録資本の 70%を上回ってはならない。

注：これは「公司法」の規定によるもの。

➢ 持分を出資される企業の総投資額は、有限責任公司の場合、「国家工商行政管理局の中外合弁企業の登録資本と総投資額の比率に関する暫定施行規定」により確定する。

注：前記の規定は、総投資額が 300 万米ドル以下の場合、登録資本は 70%以上など。

➢ 外債登記と輸入免税の限度額は、持分を出資された企業の登録資本の中から持分出資部分を控除した金額で計算した総投資額とする。

＜認可手続き＞

➢ 持分出資の認可手続きは、持分を所有する出資者または持分を出資される企業が、持分を出資されるその所在地の審査認可機関に申請する。

➢ 持分を所有する企業が外商投資企業で、持分を出資される企業と審査認可機関が異なる場合、持分を出資される企業の審査認可機関は持分を所有する企業の省級審査認可機関の意見を聴取しなければならない。ただし、意見請求書を受け取ってから 20 業務日を超えても回答がない場合は、同意したものとみなされる。

➢ 持分出資が認可された後、持分を所有していた企業に外国投資者が残っている場合は、「外商投資企業投資者持分変更の若干の規定」に基づいて、相応の権限を持つ審査認可機関に対して持分所有者が持分を出資された企業に変更することについて申請を行う。また、持分を所有する企業に外国投資者がいなくなる場合は、前記の規定と「外商投資企業の国内投資に関する暫定施行規定」に基づいて、審査認可または届出登記を行い、「外商投資企業批准証書」を抹消または変更する。

注：従来、投資性公司に別の現地法人の持分を出資するケースでは、まず別の現地法人の審査認可機関に対して出資者変更の認可申請を行っていたが、この規定によれば、持分を出資される企業（前記のケースでは投資性公司）の審査認可機関に申請を行うことになる。この点は、確認が必要と思われる。

（本シリーズは、原則として隔週で掲載しています。）

三菱 UFJ リサーチ＆コンサルティング株式会社
国際事業本部　海外アドバイザリー事業部
池上隆介

CHINA WEEKLY

WEEKLY DIGEST

【経済】

◆第 3 四半期の都市部失業率 前期比横ばいの 4.1%

人力資源社会保障部の 25 日の発表によると、第 3 四半期の都市部の登録失業率は前期比横ばいの 4.1%となり、政府が 2012 年通年の目標としている 4.6%以下を維持した。1-9 月の都市部就職者数は 1-6 月から 32%増加して 1,024 万人となり、年間 900 万人とする目標を既に達成した。また、都市部失業者の再就職者数は 432 万人で、年間 500 万人とする目標の 86%を達成しており、雇用は全体的に安定しているとの認識を示した。なお、今後の課題としては、雇用の安定を経済の安定成長の重要な目標に据え、労働集約型企業、中小企業への支援を通じた雇用の拡大、大学卒業後の未就職者の雇用確保、全国における就職情報ネットワークの整備等を挙げた。

【貿易･投資】

◆商務部 第 4 四半期の対外貿易 回復傾向を維持

商務部は、26 日に「中国対外貿易情勢報告(2012 年秋季)」を発表した。同報告は、対外貿易の安定成長促進に向けて先般中国政府が打ち出した、輸出信用保険の規模拡大、通関の効率化、輸出入時の各種費用の削減等、一連の措置の効果が徐々に現れ始めたことから、9 月の輸出の伸び率は 8 月の前年同月比+2.7%から同+9.9%に、輸入は 8 月の同▲2.6%から同+2.4%と共に回復したと指摘し、第 4 四半期も 9 月に見られた回復傾向が持続するとの予測を示した。但し、2013 年については、中国を取り巻く貿易環境が 2012 年に比べ若干改善する見込みはあるものの、世界経済の回復力が依然として脆弱で、未だ外需低迷の底が見えない状況にあることに加え、中国の生産コスト上昇の影響で製造受注が近隣の低コスト国に流れ、近隣国との国際競争が激しくなっていること等、中国貿易の発展を阻むリスク要因が存在する為、今後、従来のような対外貿易の伸展を実現するのは難しいと見ている。

◆上半期の海外直接投資受け入れ額 中国が米国を抜き世界第一位に

国連貿易開発会議（UNCTAD）が 23 日に発表した「世界投資動向モニタリング報告」によると、今年上半期に中国が受け入れた海外直接投資額は 591 億米ドルとなり、前年同期比 18 億米ドル減少したものの、米国の 574 億米ドルを抜き、2003 年以来再び世界最大の海外直接投資受け入れ国となった。なお、上半期の世界全体での海外直接投資額は 6,680 億米ドルとなり、前年同期比 8%の減少となった。その要因として、世界経済における不確実性の強まり、欧州債務危機の深刻化に対する懸念、主要新興市場国の経済成長の減速を挙げている。

【金融･為替】

◆第 3 四半期の経常収支 706 億米ドルの黒字

外貨管理局が 26 日に発表した「第 3 四半期中国国際収支報告」によると、第 3 四半期の経済収支は 706 億米ドルの黒字となった。1-9 月の累計では 1,478 億米ドルの黒字で、経常収支の GDP に占める比率は前年同期比 0.3 ポイント低下して 2.8%となり、引き続き国際的に認められている合理的な水準の範囲内にあるとの見解を示した。一方、資本・金融収支については、第 3 四半期は前年同期の 662 億米ドルの黒字から 710 億米ドルの赤字に転落し、1-9 月の累計でも 854 億米ドルの赤字だった。年初来続いている資本・金融収支の赤字について、同局は、主に国際的な金融危機や国内経済の減速等の影響を受けているもので、また、金融機関や個人による貿易等経常取引を通じて取得した外貨の保有が増えており、こうした外貨が海外への投資、貸出、預金等に利用されている為で、資本・金融収支の流出として現れるが、必ずしも資本の逃避を意味するものではない、と説明している。なお、第 3 四半期の外貨準備高の増加額は 3 億米ドルに留まり、1-9 月累計では前年同期比▲83%の 640 億米ドルと大幅に減少した。

◆1-9 月の分野別貸出統計 9 月の不動産向け貸出残高 前年同月比 12.2%増加

人民銀行は 22 日、1-9 月の分野別貸出統計を発表した。1-9 月の人民元新規貸出額は前年同期比 1 兆 400 億元増加して 6 兆 7,200 億元となった。業種別では、1-9 月の不動産向けの新規貸出額は 9,821 億元となり、前年同期比 102 億元減少したものの、9 月末の貸出残高では前年同月比+12.2%の 11 兆 7,400 億元、うち、個人による住宅購入向けが同+12.6%の 7 兆 8,000 億元、ディベロッパー向けが同+12.1%の 2 兆 9,600 億元とともに増加した。また、1-9 月の貸出全体に占める不動産向け貸出の割合は 1-6 月比+3.1 ポイントの 15.4%に拡大した。1-9 月の企業部門の期間別では、短期貸出・手形融資が前年同期比 1 兆 4,400 億元増加して 3 兆 5,300 億元となった一方、中長期貸出は前年同期比 3,117 億元減少して 1 兆 4,600 億元となった。使途別では、9 月末の固定資産貸出残高が前年同月比+10.9%の 20 兆 7,400 億元で、6 月末に比べて伸び率が 0.6 ポイント増加。運転資金貸出残高は前年同月比+14.0%の 21 兆 6,900 億元となった。また、企業規模別では、9 月末時点の零細企業向けの貸出残高が前年同月比+20.7%の 11 兆 2,900 億元と、大企業の同+10.8%、中企業の同+16.7%を上回り、1-9 月の企業部門の新規貸出全体に占める零細企業の割合も 35.0%に拡大した。

人 民 元 の 動 き

日付	USD				JPY(100JPY)		HKD		EUR		金利	上海A株	
	Open	Range	Close	前日比	Close	前日比	Close	前日比	Close	前日比	(1wk)	指数	前日比
2012.10.22	6.2559	6.2523~6.2565	6.2547	0.0009	7.8504	-0.0306	0.80699	0.0002	8.1495	-0.0123	2.6600	2233.57	4.63
2012.10.23	6.2523	6.2474~6.2528	6.2480	-0.0067	7.8344	-0.0160	0.80619	-0.0008	8.1410	-0.0085	2.9300	2214.35	-19.22
2012.10.24	6.2491	6.2472~6.2526	6.2480	0.0000	7.8347	0.0003	0.80606	-0.0001	8.0775	-0.0635	3.1700	2215.98	1.63
2012.10.25	6.2450	6.2417~6.2451	6.2417	-0.0063	7.7860	-0.0487	0.80430	-0.0018	8.1201	0.0426	3.6200	2200.81	-15.17
2012.10.26	6.2380	6.2380~6.2500	6.2489	0.0072	7.8136	0.0276	0.80566	0.0014	8.0794	-0.0407	3.7200	2163.72	-37.09

（資料）中国外貨取引センター、中国人民銀行、上海証券取引所資料より三菱東京 UFJ 銀行国際業務部作成

RMB レビュー＆アウトルック

今週の中国人民元の対ドル相場は、前週末比では小幅人民元安となる 6.2559 で寄り付いた。その後、週央にかけてはほぼ 6.25 前後での取引が続き、人民元高が一服していたが、週末にかけては再び上値を切り上げた。特に、26 日は中銀基準値の 6.3010 に対し、朝方より高値 6.2380 と一日の変動幅（基準値±1%）の制限まで上昇。同時に、2005 年 7 月、事実上の切り上げを実施して以来の高値も更新している。

こうした人民元高の要因として、当局による人民元の高め誘導との指摘があるほか、当地における納税期日到来に伴う人民元資金需要の高まりが挙げられる。週初 2%台半ばで推移していた 7 日物レポ金利が、26 日には一時 3.7%前後まで急上昇するなどしており、人民元資金の需給が逼迫している模様だ。こうした人民元需要が、国内の為替市場における人民元買いを強めたようだ。加えて、引き続き人民元安を見込んで積みあがったドル建の預金や債権など、言わばドルの買い越しも、足もとの人民元高を受けて、取り崩しや解消を余儀なくされており、結果的に、人民元高圧力を強めた可能性があるだろう。さらに、世界的な金融緩和を受け、相応の資本流入も指摘できよう。

なお、来週は依然として月末を控えた人民元需要などから、人民元が強含む可能性もあるが、ここまでの人民元高ペースが速かったため、月末を越えると、一旦は軟化する可能性もあるだろう。

（10 月 26 日作成）（市場企画部市場ソリューション室　グローバルマーケットリサーチ）

当資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては、すべてお客様御自身でご判断下さいますよう、宜しくお願い申し上げます。当資料は信頼できると思われる情報に基づいて作成されていますが、当行はその正確性を保証するものではありません。内容は予告なしに変更することがありますので、予めご了承下さい。また、当資料は著作物であり、著作権法により保護されております。